

中部森林管理局における指名停止措置について

指名停止措置の概要

- 1 指名停止の措置を受けた者及び住所
有限会社高遠興産 長野県伊那市山寺 1558 番地 1
- 2 指名停止措置の期間
令和6年7月23日 から 令和6年10月22日（3カ月）
- 3 指名停止の範囲
中部森林管理局管内
- 4 事実概要
当該事業者は、令和5年5月19日付けで南信森林管理署長と契約した「製品生産請負事業（伐採・造林一貫作業ほか 南信7手良沢山）」の請負契約において、当該事業者の責に帰すべき理由より令和6年3月6日付けで契約解除の申し出を提出し、国有林野事業製品生産事業請負契約約款第48条第1項9号により令和6年3月22日付けで同契約の解除に至った。
- 5 指名停止措置理由
上記のことは、「工事請負契約指名停止等措置要領」（昭和59年6月11日付け59林野経第156号）別表第2 贈賄及び不正行為等に基づく措置基準 第16号（不正又は不誠実な行為）に該当し、契約の相手方として不適當であると認められるため。

○「工事請負指名停止等措置要領」	
別表 贈賄及び不正行為等に基づく措置基準	
措 置 要 件	期 間
（不正又不誠実な行為） 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不適當であると認められるとき。	当該認定をした日から 1カ月以上9カ月以内

【問い合わせ先】
中部森林管理局 経理課
直 通：050-3160-6527
担当者：経理課長